

三次市教育委員会議案第44号

みよしまちづくりセンター設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成24年2月15日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

みよしまちづくりセンター設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、みよしまちづくりセンター設置及び管理条例（平成16年三次市条例第24号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、みよしまちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の手続等）

第2条 条例第5条の規定により利用の許可を受けようとする者は、まちづくりセンター利用許可申込書（様式第1号。以下「利用許可申込書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用を許可したときは、まちづくりセンター利用許可書（様式第2号）を交付する。

3 前2項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。

4 まちづくりセンターの利用申込みは、その申込みに係る利用日が、ホールにあっては6月よりも前、その他の室等にあっては2月よりも前のものについては、教育委員会は、これを受け付けない。ただし、

教育委員会が特に必要と認めるときは，この限りでない。

（使用料の減免）

第3条 条例別表第一の使用料については，条例第10条の規定により，次のとおり減額し，又は免除することができる。

- (1) 市の行政機関，議決機関又は市の所属する一部事務組合等が利用する場合（施設使用料及び冷暖房料の全額）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に規定する事業又は関連する事業，活動等を行う団体が，その目的のために利用する場合（施設使用料の全額）
- (3) 市内の地域交流，まちづくりの推進，地域振興に係る事業，活動等を行う団体が，その目的のために利用する場合（施設使用料の全額）
- (4) 市内の文化振興，国際交流に関わる事業，活動等を行うために利用する場合（施設使用料の全額）
- (5) 市内のボランティア活動を行う団体が，その目的のために利用する場合（施設使用料の全額）
- (6) 市（行政委員会等を含む。）が共催する場合（施設使用料の100分の50に相当する額）
- (7) 市（行政委員会等を含む。）が後援する場合（施設使用料の100分の30に相当する額）
- (8) 前各号に掲げるもののほか，特に教育委員会が認めた場合（教育委員会の定める額）

（使用料減免の手続）

第4条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は，利用許可申込書の減免に係る部分を記入し，教育委員会に提出しなければならない。

（遵守事項）

第5条 利用者は，次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入室人員は，各室に収容し得る定員を標準とすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

- (3) 許可なくして，壁，柱等にはり紙，くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 利用許可以外の設備等を利用しないこと。
- (5) まちづくりセンター及びその敷地内においては，許可なくして入場者等を対象とする物品等の販売行為をしないこと。
- (6) 利用後はまちづくりセンター職員の指示に従って原状回復等を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，まちづくりセンター職員の指示する事項
(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

様式第1号(第2条,第4条関係)

		施設管理者	(確認)	係			
第 号							
みよしまちづくりセンター利用許可申込書							
年 月 日							
三次市教育委員会 様							
次のとおり,みよしまちづくりセンターの施設を利用(利用変更)したいので許可くださるよう申し込みます。							
申 込 者	住 所 (所在地)	利 用 責 任 者	住 所				
	団 体 名		氏 名				
	氏 名 (代表者) (印)		連 絡 先 (電話番号)				
	電 話 番 号						
利 用 目 的 (行事名等)							
区 分	利 用 年 月 日	利 用 時 間	利 用 予 定 人 員	使 用 料			
				施 設 使 用 料	冷 暖 房 料	小 計	
1 階	集 会 室 (ペペラ ホール)	年 月 日()	~	人	円	円	円
	会 議 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
	相 談 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
	保 健 衛 生 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
2 階	会 議 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
	教 養 娯 楽 室 (和室)	年 月 日()	~	人	円	円	円
		年 月 日()	~	人	円	円	円
合 計					円	円	円
使 用 料 減 免 申 請	三次市教育委員会 様		認 定	条例第10条適用			
	上記の施設利用について,使用料の減免を申請します。 (申請理由)			減免率			
申請者(住所)		(氏名) (印)	施設使用料 全免 / 100				
			冷暖房料 全免 -				
		減免額 円					
		備 考					

様式第2号(第2条,第4条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">みよしまちづくりセンター利用許可書</p>						<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>	
<p>みよしまちづくりセンターの施設について,次のとおり利用(利用変更)を許可します。</p>							
<p>三次市教育委員会 印</p> <p>(まちづくりセンター)</p>							
申 込 者	住 所 (所在地)	利 用 責 任 者			住 所		
	団 体 名				氏 名		
	氏 名				連 絡 先		
	電 話 番 号				(電話番号)		
利用目的 (行事名等)							
区 分		利用年月日	利用時間	利用予定 人 員	使 用 料		
					施設使用料	冷暖房料	小 計
1 階	集 会 室 (ペペら ホール)	年 月 日()	~	人	円	円	円
	会 議 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
	相 談 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
	保健衛生室	年 月 日()	~	人	円	円	円
2 階	会 議 室	年 月 日()	~	人	円	円	円
	教養娯楽室 (和室)	年 月 日()	~	人	円	円	円
		年 月 日()	~	人	円	円	円
合 計					円	円	円
使 用 料 の 減 免	<p>上記の施設利用については,右のとおり使用料の減免を認定します。</p> <p style="text-align: center;">三次市教育委員会 印</p> <p>(まちづくりセンター)</p>			認 定	<p>条例第10条適用</p> <p>減免率</p> <p style="text-align: right;">施設使用料 全免 / 100</p> <p style="text-align: right;">冷暖房料 全免 -</p> <p>減免額 円</p> <p>備考</p>		

